

No.	大項目	中項目	質問例	回答例
1	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	手続き、費用	「JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス」の契約は、「国家ライセンススクール運営支援サービス」への加入が必要でしょうか？	「国家ライセンススクール運営支援サービス」への加入は必須ではありませんが、JUIDA認定スクールの契約は必須とさせて頂いております。
2	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	監査	「JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス」は契約せず、監査のみ単体で依頼することはできますか？	監査を含めた「JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス」となります。監査のみについてはサービス外監査となりますため別途ご相談ください。
3	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	その他	現在国家ライセンススクール運営支援サービスを契約しているが、JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービスは契約せずに登録更新講習機関として運用することを考えている。この場合、何か規約違反になるのか。	登録講習機関と登録更新講習機関は異なりますため、規約違反にはなりません。
4	更新制度全般	講習事務	講習カリキュラムはどれくらいの時間がかかるのか。	通常の場合、1等は75分、2等は50分の講習を受ける必要があります。停止処分者の場合はどちらも40分の講習時間が追加されます。 根拠 「技能証明更新・登録更新講習機関制度について」p15 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868613.pdf
5	更新制度全般	講習事務	学科講習について、オンライン講習は認められているのか。	学科講習については、以下を条件にオンライン講習又はe-ラーニングが認められています。 ①本人が受講していること及びオンライン講習又はe-ラーニングの受講状況が確認できること ②オンライン講習又はe-ラーニング実施後においては、対面にて効果測定（修了演習）を行うこと なお効果測定で使用する問題はJUIDAが準備したものをご利用いただけます。 根拠 「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」P24 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868611.pdf
6	更新制度全般	講師要件	登録講習機関とは別に新たな講師を用意する必要があるのか。	登録講習機関の講師要件は登録更新講習機関の講師要件を十分に満たしているため、講師研修を受ければ登録更新講習機関の講師として登録することができます。 ただし、登録講習機関の際に経過措置を利用して講師になり、現在も技能証明を取得していない場合は、講師要件を満たしていません。各スクール様にてご確認ください。 根拠 「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」p4下図 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868613.pdf 「登録講習機関（マルチ）の講師条件の経過措置撤廃の期限について（解説資料）」 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001859418.pdf
7	更新制度全般	登録申請	実地講習は一部の停止処分者のみが受講とのことだが、停止処分者の受け入れを行わず、実地講習の対象者以外の更新を行う機関として、登録更新講習機関の登録を受けることはできるのか。	受け入れを限定する登録更新講習機関の登録は認められていません。実際に実地講習を行うことがなくても、実施するのに必要な講師、施設及び設備を用意する必要があります。
8	更新制度全般	身体適性検査	登録更新講習機関は必ず身体適性検査を実施しなければならないのか。	航空局FAQ（ https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf p26）にて以下の記載があります。 身体適性検査を登録更新講習機関が行うかどうかは任意です。行わない場合は、身体適性検査の内容を事務規程に記載しないようにしてください。

No.	大項目	中項目	質問例	回答例
9	更新制度全般	身体適性検査	登録更新講習機関で身体適性検査を行うとした場合、どのように申請すればよいか。	航空局FAQ (https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf p26) にて以下の記載があります。 更新講習機関が行いうる身体適性検査については、「無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領」に規定の通り、医師が当該検査を行う必要があります。登録更新講習機関にて医師を所属させ常駐させるか、医療機関や医師本人と業務委託契約を結んでいただき、当該医師に担当させるようにしてください。また、もし更新講習機関で身体適性検査を行う場合は、様式2「施設及び設備の概要書」にも使用する施設設備を明記いただきたいと考えております。
10	更新制度全般	身体適性検査	身体適性検査を行いたいのだが、何かJUIDAからサポートはあるのか。	身体適性検査に関して、JUIDAからサポートは致しかねます。懸念点などがあれば航空局に直接お問い合わせください。
11	更新制度全般	制度について	失効再交付講習とは何か。	航空局FAQ (https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf p3) に以下の記載があります。 技能証明の更新期間を迎える前に技能証明書に記載の有効期間が満了している場合に、当該技能証明書の再交付にあたり知識及び経験の不足を補うための講習となります。更新講習と同様に、航空法第132条の53の第1項第3号、第4号及び第5号による停止処分（3カ月、6ヶ月又は1年のいずれか）を受けた方は実地講習対象者となります。それ以外の事由で停止を受けた方については学科講習のみ受講が必要です。ただし、当該講習を実施するようなケースは当面生じないものと考えております。
12	更新制度全般	制度について	登録更新講習機関の講習事務として、無人航空機操縦士更新講習のみの申請は可能なのか。	不可となります。登録更新講習機関においては、更新講習事務と失効再交付講習事務の両方を行う必要がございます。 ただ、更新講習事務と失効再交付講習事務は内容が変わらないため、当サービスを契約していただければ自動で失効再交付講習事務を行うことができます。 根拠 「航空局FAQ」p2 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001868644.pdf
13	JUIDA 登録更新講習機関運営支援サービス	講師・管理者研修	実地講習を行わない（停止処分者の受け入れを行わない）つもりなのだが、講師養成講座の学科のみ受講することは可能か。	実地講習を行わない登録更新講習機関の登録は認められていません。よって、講師養成講座は学科と実技の両方を受講していただく必要があります。